

中城村学校施設の耐震化及び耐震診断結果等の公表について

「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」により次のとおり中城村の学校施設の耐震化及び耐震診断の結果等について公表いたします。

1 学校施設の現状

学校施設は、幼稚園 2 園 2 棟、小学校 3 校 18 棟、中学校 1 校 6 棟、合計 26 棟の施設が設置されております。

2 これまでの取り組み

学校施設の耐震化の対象となる建物を昭和 56 年以前に建築された建築物で床面積が 200 m²以上又は 2 階建て以上の施設とし、新耐震基準（昭和 57 年以降に建築された建築物）による建築物を除く建物（中城幼稚園 1 棟、津覇幼稚園 1 棟、津覇小学校管理棟 1 棟、津覇小学校配膳棟 1 棟）計 2 園 1 校の 4 棟の耐震化を検討することにした。

平成 26 年度には、津覇小学校 1 棟（管理棟）の耐震診断を行った結果、耐震診断判定委員会の判定にて、IS 値が 0.3 未満となっております。（耐震診断総括結果表参照）

他の 3 棟（中城幼稚園・津覇幼稚園・津覇小学校給食棟）については、未診断。

3 耐震化率

現時点における本村の小中学校の耐震化率は 91.7%（22/24 棟）で幼稚園は 0.0%（0/2 棟）となっております。

4 耐震化の方針

学校施設の耐震化の推進については、これまでの取り組みを踏まえ、津覇小学校（管理棟及び配膳棟）については、改築を検討し、幼稚園園舎の 2 棟については、耐震診断の計画的な実施を検討する。

5 耐震化事業の期間

財政状況や他の施設整備の計画等を踏まえ、第 4 次総合計画の 3.教育文化（子どもの育成と生涯にわたる自己研鑽により、文化が育つ村）②学校教育の充実② 学校施設、教材・備品等の拡充、4 防災危機管理災害に強く、安心して暮らせる村①防災施設の整備に基づき、耐震性が確保されていない公立学校施設について、できるだけ早い時期に耐震化の完了を目指します。

6 用語解説

○ 新耐震基準

「耐震基準」は、建物を建築するときに地震に対して安全な建物とするための基準で建築基準法により定められている。現在の耐震基準は、昭和 56 年の建築基準法改正で示されたもので、それ以前の耐震基準と区別するため、「新耐震基準」と呼ばれている。この新耐震基準は、中規模な地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、大規模な地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような建物の倒壊等の被害を生じないことを目標としている。この新耐震基準による建築物は、耐震性能を有すると考えられているが、旧耐震基準による建築物は、定められた方法により耐震性能の有無を確認（耐震診断）する必要がある。

○ 耐震化

耐震性が不十分な建築物を建て替え又は耐震補強により耐震性の向上を図ること。

○ 耐震診断

耐震診断は、新耐震基準施行以前（昭和 56 年以前）の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断するものであり、診断の結果、構造耐震指標（Is 値）が 0.6 未満の場合、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある。」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）とされています。文部科学省では、地震時の児童生徒の安全性や避難場所としての機能性を考慮し、耐震補強を行う際の設計の目標として Is 値 0.7 以上とすることとしている。

○ Is 値（構造耐震指標）

耐震診断により建物の耐震性を示す指標で、Is 値 0.6 以上は耐震性能を満たし大規模地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低いとされ、Is 値 0.3 未満は倒壊または崩壊の危険性が高いとされている。

○ Iso 値

構造判定基本指標に、地域係数・地盤指標・建物の用途係数を乗じた指標。構造判定基本指標（0.6）（第 2 次診断法、第 3 次診断法） 地域係数（沖縄：0.7）建築基準法施行令第 88 条 地盤指標（1.0）用途係数（1.25）
$$\text{Iso 値} = 0.6 \times 0.7 \times 1.0 \times 1.25 = 0.53$$

○ Ctu・SD 値

建物が許容できる最終状態での各部材の累積強度に、建物形状を乗じた指標です。つまり、地震による水平方向の力に対し、それに対応する建物の強さを表す数値で、値が高いほど地震に強い建物とされています。上記の Is 値が高い場合でも、この値が低

い場合は、建物の安全性は保たれない。

○ **耐震補強工事**

一定規模の地震で建物の倒壊などの被害が起こらないよう補強工事を行うこと。一般的には、鉄骨ブレース（筋かい）の取り付け、柱や壁の補強で建物の強度を上げる。